

岩手県告示第451号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、二級河川気仙川水系に係る河川整備基本方針を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は、省略し、岩手県県土整備部河川課及び沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター並びに陸前高田市役所及び住田町役場に備えておいて縦覧に供する。

令和5年9月8日

岩手県知事 達 増 拓 也